東京連接不起酵処分に対する状態

2015年1月23日

最高検察庁 検事総長 大野 恒太郎 殿 東京地方検察庁 検事正 青沼 隆之 殿

2015年1月22日に東京地方検察庁が出された再度の不起訴処分に対し、福島原発告訴団は深い悲しみと憤りの中にいます。

今回の処分は、大津波への対策の不作為や揉み消しなどの真実が明らかになっているにも 関わらず、加害者の不起訴理由を何とか探しだしたようにしか感じられません。とうとう 強制捜査もなされませんでした。

検察の本来の仕事は被害者に寄り添い、あらゆる捜査を尽くすことではないのでしょうか。

検察審査会の起訴相当の議決は大多数の国民の意思を表しています。その議決を検察は無 視したことになります。

原発事故から4年が経とうとしている今も、さまざまな困難の中に生きる私たち原発事故の被害者はこの事故の責任がきちんと問われなければ、本当の人生の再建はありえません。 また、同じような悲劇が繰り返される事をくい止める事ができません。

今回の東京地方検察庁の処分と姿勢に強く抗議致します。

同時に、福島原発告訴団の1月13日に提出した新たな告訴に対しては、今度こそ被害者の 側に立ち、あらゆる捜査を尽くす事を要請致します。

市民の幸せと安全のために働い下さる事を要請します。